

■再編等に関する実施計画

令和6年3月

施設棟番号	G-10		所管部署	子ども家庭部	子ども家庭支援センター	子育て支援事業係	
施設分類	大分類	保健・福祉施設	中分類	その他福祉施設	小分類		
施設名称	秋川流域病児・病後児保育室「ぬくもり」						
所在地	あきる野市引田79-1				敷地面積(㎡)		600.09
延床面積(㎡)	158.14		構造	木造	建築年度	平成29	経過年度 6

計画期間	令和6(2024)年度～令和17(2035)年度	
①事業の概要	・設置根拠：子ども・子育て支援法 あきる野市病児・病後児保育室の設置及び管理に関する条例 ・設置目的：子ども・子育て支援法に基づく病児保育事業を実施することにより、保護者の子育てと就労の両立等を支援するとともに、児童の健全な育成に寄与するため ・対象者：生後6か月から小学校3年生まで ・サービスの概要：病氣中や病氣の回復期にあるお子さんを預かる病児・病後児保育室を公立阿伎留医療センター敷地内に設置し、月曜日から金曜日までの午前8時から午後6時まで開所し、あきる野市、日の出町、檜原村の3市町村における広域利用事業として、業務を公立阿伎留医療センターに委託している。	
②事業の現状	・令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い、病氣の内容により施設の利用制限を行っていた。また、対象となる年齢層の人口が、当初の平成30年から令和4年までの5年間で約9%（平成30年4月：7,269人→令和4年4月：6,306人）減少している。こうした状況が一因となり、施設利用者は令和元年度から平成2年度で368人減少し、令和3年度についても令和元年度に比べ利用者は297人減少している。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、PCR検査の実施の上で利用するなど、当初想定していたサービスではカバーできないことが起きているが、今後検討していく。	
③将来的な事業のあり方（方向性）	・対象となる児童数に対して登録者数が少ないことから、事業の周知を拡大し、登録者数を増やすことにより、秋川流域に住む対象者がいつでも使えるよう支援体制の強化を図る。 ・関連する公立阿伎留医療センターと連携し、利用者の利便性、サービスの水準の維持・向上を図る。	
④事業の課題	特になし	

⑤個別施設計画における再編等の方向性(令和3年6月時点)	再編の方向性	現状維持							
	保全の方向性及び実施時期の目安	大規模改修	令和29	建替え 又は 長寿命化改修	令和44	長寿命化後の建替え	—	(参考)建替え時 築年数	45
⑥再編モデル案 検討のための施設 特性整理	利用対象	広域利用（複数自治体）			備考	・市民及び協定を結んでいる日の出町民、檜原村民を優先し、利用枠があれば3市町村以外の利用も可能である			
	需要傾向	利用需要上昇傾向				・コロナ禍の期間は利用者数が少し減少したが、その後は増加しており、令和5年度は現時点で昨年度の利用者数を上回っている			
	規模適正度	規模適正				・駐車スペースが不足しているが、建物のスペースは適正である			
	建物活用	多目的利用検討可能		×		・病児・病後児保育室事業を公立阿伎留医療センターに事業委託をしているため、施設の設置場所は現状のままで良い			
		複合化・集約化によるサービス水準の向上が期待される		×					
		設置目的と異なる使用状況あり		×					
		単独機能での建物利用が望ましい		○					
		賃貸借物件での運営も可能（市有物件での運営は必須ではない）		×					
	利用圏域	広域（複数自治体）				・協定を結んでいる日の出町と檜原村でも利用者登録の窓口事務を実施している			
	広域化可能性	すでに広域化している				・秋川流域の3市町村（あきる野市・日の出町・檜原村）で既に広域利用をしている			
	機能重複度	利用圏域に同種・類似施設がある（民間施設）		×		・近隣市では、病院の施設内や敷地内、保育園等でも同様の事業を実施しているが、地域密着型施設としての利便性があるため、機能の重複化よりも今後は施設の増設ニーズが高まることが予想される			
		利用圏域に同種・類似施設がある（国・都・市施設）		×					
利用圏域に同種・類似施設はない		○							
⑦施策との関連性	関連施策	第2次総合計画重点施策テーマ2「みんなが快適でいきいき暮らせるまち」（第4章第2節2－4『子育てしやすい支援体制の充実』）、令和5年度施政方針「子育て支援の充実」							
	説明	第2次総合計画（重点施策）で掲げる「安心して子どもを産み育てられる環境の整備」のために必要な施設であり、当該サービスの提供は施政方針でも位置付けられている。							
⑧再編方針及び修繕・改修等の考え方	【再編方針】				【修繕・改修】				
	・子育て支援の一端を担う施設であること、大規模改修及び建替え又は長寿命化改修の時期から、「現状維持」とする。				・施設の老朽化や定期的な点検・診断結果に基づき、実施することとする。				
⑨計画実行のスケジュール	想定実施年度	想定実施内容・想定額			想定実施年度	想定実施内容・想定額			
⑩計画実行に当たっての留意事項	—				・築30年〔令和29年度（2047年度）〕までに大規模改修実施の検討が必要。				
⑪計画実行後の課題	・庁内関係部署と連携しながら検討する必要がある。				—				